

建築士法改正(責任の明確化で改正民法に対応) !

前号(285号)で紹介しましたように、3月1日以降作成した「4号建物設計図書」を15年間保存することが建築士事務所に義務化(保存していない場合には30万円以下の罰金)されました。何の為に、何が変わったのかを調べてみました。

4月1日より施行された「改正民法」で契約不適合について明文化され、建築請負側の契約不適合が指摘されれば、設計事務所も減額請求されかねないこととなります。今までは設計図面と施工現場の整合性が取れないケースも多かったが、設計図書を保存していれば責任範囲が明確になる事で、建築士の責任を担保し、解決が早くなります。

従来4号特例で保存義務のあった図書は ①.配置図 ②.各階平面図 ③.2面以上の立面図 ④.2面以上の断面図 の4図書であったが、3月からは ⑤.基礎伏図 ⑥.各階床伏図 ⑦.小屋伏図 ⑧.構造詳細図 ⑨.構造計算書等 ⑩.工事管理報告書 の10図書となります。これまでは4号特例でも、仕様規定で簡易の計算により構造の確認はされているという性善説に基づいて、4図書以外の保存義務はありませんでしたが、梁の耐力が足りずに床がたわむなどのトラブルもありました。誰が設計したかに関わらず、瑕疵責任は請負契約した住宅会社にあります。保存された設計図書に梁成の根拠が示されていれば、責任の所在がはっきりします。従って、プレカット加工でも、承認後、変更があった場合には、変更図面での再承認が必要となります。また、建築中に現場で変更された内容でも軽微な変更以外は、確認申請後の設計図でも、変更の届出が必要となります。

伏図に関してはプレカット図面を参考にされるところも多いですが、梁成や樹種、架構など、プレカット図面の確認・変更指示等、宜しくお願いします。

瑕疵保険法人は設計図書に対して施工現場の整合性を検査するため、①~④のほかに検査に必要な最低限の書類提出を求めています。従って保険法人への提出資料が増えるわけではありません。設計図書保存義務化は設計見直しの転換点になると期待されています。

【情報】

住設・建材の抗菌仕様が増える？

コロナ対策に木材関係からも「吉野材の桧マスク」やコロナウイルスに似た豚コロナウイルスを99.9%死滅させる洗浄剤(おもちゃ等、無塗装の木製品の汚れ落とし)の販売も始まった。

従来以上にトイレやキッチン等の除菌水のみならず、床材やカウンター・手摺り等の抗菌塗装や抗アレルギー塗装の製品が注目されています

【定休日】

5月は3, 4, 5, 10, 17, 23, 24, 30, 31日

6月は6, 7, 13, 14, 20, 21, 27, 28日となります

宜しくお願いします



(都城市の幼稚園に納入したツリーハウス)